



燕市監委告示第 2 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年 2 月 27 日

燕市監査委員	五十嵐 昭 五
同	大久保 重 孝
同	丸 山 吉 朗

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査対象

都市整備部 営繕建築課、都市整備部 下水道課

2 対象期間

平成29年度（平成29年4月1日～平成29年12月31日）

3 監査の実施期間

平成30年1月9日(火)～平成30年2月26日(月) ※2月8日(木)ヒアリングを実施

4 監査の目的及び方法

この監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象課より事前に監査資料の提出を求め、諸帳簿、証憑書類等を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

5 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行（予算執行・収支・契約・出納保管・財産管理等）について
- (2) 市民サービスの向上と事務事業の取組みについて
- (3) 各課の事務内容と職務分担及び職員の勤務状況について

第2 監査対象の概要

（職員数は平成29年12月末現在）

1 営繕建築課

【全体 職員11名（うち管理職1名）、嘱託職員2名】

建築指導係

【職員6名、嘱託職員2名】

市有建築物の営繕・予防保全、市有建築物の保全計画・調査・点検、建築物等の建築確認申請、道路位置指定、新潟県福祉のまちづくり条例、建築物の耐震化促進、木造住宅耐震化補助、住宅リフォーム助成、民間建築物アスベスト含有調査等に関すること

公営住宅係

【職員4名】

公営住宅の建築及び管理運営、公営住宅使用料等に関すること

2 下水道課

【全体 職員18名（うち管理職4名）、臨時職員1名】

業務係

【職員3名、臨時職員1名】

下水道使用料、下水道受益者負担金及び分担金、起債及び一時借入金、西川流域下水道、排水設備資金の預託、公営企業法の適用等に関すること

計画管理係

【職員4名】

下水道計画、下水道事業計画、下水道受益者負担金算定、下水道台帳の整備保管、下水道施設及び荒井排水機場の運転・維持管理、下水道事業の供用開始、下水道の普及促進、排水設備、汚水処理施設整備構想等に関すること

工務 1 係 【職員 3 名】

燕処理区における下水道整備計画、交付金の要望・申請、工事の設計・施工・監督、管渠・終末処理場における長寿命化工事等に関すること

工務 2 係 【職員数 4 名】

西川処理区（吉田・分水地区）における下水道整備計画、交付金の要望・申請、工事の設計・施工・監督等に関すること

第3 監査の結果

1 営繕建築課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 平成 29 年 3 月に「燕市耐震改修促進計画」を策定し、平成 32 年度における住宅の耐震化率の目標について、上位計画である新潟県と同じ 87%と定めている。目標達成には、年間 300 件程度の耐震化が必要であるが、新潟県同様、目標達成には厳しい状況が見込まれるとしている。

イ 木造住宅耐震化促進のため、「耐震診断」、「耐震設計」、「耐震改修」、「建替耐震」それぞれに係る費用の一部を補助している。年度別の交付実績は次のとおりである。

(単位：件、千円)

	耐震診断		耐震設計		耐震改修		建替耐震	
	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
平成 20 年度	20	1,480						
平成 21 年度	17	1,330			0	0		
平成 22 年度	3	230			0	0		
平成 23 年度	8	720	0	0	0	0		
平成 24 年度	6	500	0	0	0	0		
平成 25 年度	2	160	0	0	0	0		
平成 26 年度	5	450	0	0	0	0		
平成 27 年度	14	1,360	0	0	0	0	0	0
平成 28 年度	15	1,370	2	274	0	0	0	0
平成 29 年度 [※]	9	860	1	100	1	650	0	0
計	99	8,460	3	374	1	650	0	0

※平成 29 年度については、平成 29 年 12 月末までに交付済みのものを計上

ウ 市の公共建築物全般の営繕業務を行っている建築指導係においては、建物所管部署との連携や、学校、保育園等用途別に建物の特性が異なることから、業務効率化のため所管部署ごとに担当者を決めて業務を行っている。そのため、営繕業務が必要な事業数や事業規模、事業工程が異なることで係内での時間外勤務に偏りが生じている。なお、来年度については、担当の割り当ての見直しも行うが、現時点では今年度より営繕業務が減少する見込みのため、時間外勤務は減少するとしている。

エ 今後の公営住宅については、新たに建設することはせず、昭和 56 年以前に建築され老朽化が進んでいるものは入居停止をかけその後解体を進めていき、一方、昭和 56 年以降に建築され設備が良い建物については、長寿命化計画に基づき改修を行いながら維持していきたいとしている。解体により不足する住宅については、現在、国から民間アパートの空き室や戸建ての空き家を活用する「準公営住宅」等の政策がだされており、今後研究を重ねながら低所得者等に対する住宅供給を確保していきたいとしている。

なお、平成 29 年 12 月末現在における公営住宅の入居状況等については、次のとおりである。

団地名	建築年度	管理棟数	管理戸数	空室	入居戸数	備考
市営 栄町団地	昭和 33～36	12	62	22	40	入居停止
市営 緑町団地	昭和 36～41	11	40	22	18	入居停止
市営 新生町団地	昭和 42～47	16	64	24	40	入居停止
市営 花園町団地	昭和 48・49	7	28	3	25	
市営 長所団地	平成 15・17	2	26	0	26	
市営 宮裏団地	昭和 31	5	9	4	5	入居停止
市営 西太田 1 号団地	昭和 41	2	2	0	2	入居停止
市営 東栄町団地	昭和 42	9	9	1	8	入居停止
市営 富永団地	昭和 43	5	5	0	5	入居停止
市営 桃山団地	昭和 52～53	20	74	16	58	
市営 粟生津団地	昭和 55	4	12	4	8	
市営 吉田文京団地	昭和 60	1	30	4	26	
市営 吉田旭町団地	平成元	1	24	0	24	
市営 南吉田駅前団地	平成 4	10	20	1	19	
市営 泉新団地	昭和 36	1	1	0	1	入居停止
市営 興野団地	昭和 55	7	28	5	23	
市営 あげぼの団地	平成 5	9	24	0	24	
特公賃※吉田水道町団地	平成 6	1	30	16	14	
市有 吉田東栄町住宅	昭和 39	14	14	3	11	入居停止
県営 小関住宅	昭和 37	3	18	10	8	入居停止
県営 新生町住宅	平成 7～11	5	72	1	71	
県営 花園町住宅	昭和 48・49	6	36	7	29	
県営 南吉田住宅	昭和 55	2	40	4	36	
県営 分水学校町住宅	昭和 61	1	24	0	24	

※特公賃…特定公共賃貸住宅

オ 平成 29 年 12 月末現在における、平成 28 年度分以前の市営住宅使用料等の回収状況は次のとおりである。

	平成 28 年度分以前 収入未済額		左のうち 平成 29 年度回収分		平成 29 年 12 月末 現在 収入未済額	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
市営住宅使用料	1,772	21,811,493	122	1,614,530	1,650	20,196,963
市営住宅駐車場使用料	22	51,300	12	30,300	10	21,000
市有住宅使用料	241	3,978,211	5	98,200	236	3,880,011
県営住宅風呂貸付料	7	7,000	7	7,000	0	0

(2) 意見

住宅の耐震化については、耐震化に要する費用負担や耐震化の必要性を実感していないなどさまざまな阻害要因があり、耐震化率が向上しないものと思われる。現在の自宅の状態を知ることは必要であるが、診断だけ促進しても改修工事は進まない。行政がさまざまな形で助成や制度整備を行うことが重要であり、引き続き耐震補強の必要性について啓発活動を強化するとともに、耐震化を後押しする資金面の支援など、より効果的な方策の検討をいただきたい。

公営住宅の管理は、施設の老朽化が進行している現在、計画的に修繕等を行う必要があり、また、家賃等の滞納に関しては、滞納者の呼び出しや臨戸訪問を積極的に行い、各々の世帯状況の把握に努め分割納付の誓約を取り付けるなど確実な債権の回収に努めるとともに、長期に及ぶ滞納者や悪質な者への対処については、状況によっては訴訟等の法的措置を講じることも検討し、早期の問題解決に取り組んでいただきたい。

2 下水道課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 公共下水道へ早期に接続を行ってもらうため、新築を除き公共下水道の供用開始の日から 1 年以内に接続した場合は 30,000 円（あわせて下水道使用料が 1 年間無料）、1 年を超え 2 年以内に接続した場合は 20,000 円を支給する「早期接続報奨金制度」については、下水道工事説明会で随時案内を行うとともに、年 2 回のダイレクトメールにより周知を行っている。平成 28 年度および平成 29 年度（29 年 12 月末現在）の支給件数は次のとおりである。

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	1 年以内	1 年超 2 年以内	1 年以内	1 年超 2 年以内
燕地区	34 件	1 件	56 件	2 件
吉田地区	49 件	10 件	67 件	0 件
分水地区	22 件	0 件	7 件	0 件
合計	105 件	11 件	130 件	2 件

イ 平成 27 年度から平成 29 年度までの各地区別公共下水道の施工延長および事業費は次のとおりである。

		平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込み)
燕 地 区	施工延長 (m)	2,074	2,564	1,118
	事業費 (千円)	412,942	684,563	213,062
吉田地区	施工延長 (m)	2,894	2,707	1,935
	事業費 (千円)	605,100	547,881	371,402
分水地区	施工延長 (m)	432	666	672
	事業費 (千円)	124,465	115,213	140,964
合 計	施工延長 (m)	5,400 ※	5,937	3,725
	事業費 (千円)	1,142,507	1,347,657	725,428

※平成 27 年度施工延長 5,892m のうち、492m は宅地開発に伴う民間施工分のため除いてある

ウ 下水道使用料は、水道局に徴収業務を委託しており、水道料金と一体徴収の形となっている。未納者に対しては、督促状、催告書、給水停止決定通知の発送等を経て、最終的に給水停止措置を行っている。なお、平成 27 年度～平成 29 年度の下水道使用料・年度別収納状況は次のとおりである。

(単位：円、%)

下水道使用料		調定額	収納済額	収納率	収納未済額	
公 共 下 水 道 ※2	現年度分	29 年度※1	247,608,146	191,561,832	77.4	56,046,314
		28 年度	322,109,970	319,812,798	99.3	2,297,172
		27 年度	311,294,366	308,969,645	99.3	2,324,721
	滞 納 繰越分	29 年度※1	3,820,482	2,401,898	62.9	1,418,584
		28 年度	4,468,432	2,658,053	59.5	1,505,506
		27 年度	4,097,122	1,892,864	46.2	2,143,711
	合 計	29 年度※1	251,428,628	193,963,730	77.1	57,160,025
		28 年度	326,578,402	322,470,851	98.7	4,047,004
		27 年度	315,391,488	310,862,509	98.6	4,450,114
特 環 ※3	現年度分	29 年度※1	4,980,852	4,938,732	99.2	42,120
		28 年度	5,263,218	5,263,218	100.0	0
		27 年度	4,204,224	4,204,224	100.0	0
	滞 納 繰越分	29 年度※1	0	0	—	0
		28 年度	0	0	—	0
		27 年度	205,840	0	0	205,840

合 計	29 年度※1	4,980,852	4,938,732	99.2	42,120
	28 年度	5,263,218	5,263,218	100.0	0
	27 年度	4,410,064	4,204,224	95.3	205,840

※1：29 年度は、平成 29 年 12 月末現在

※2：燕市の市街地における下水の排除又は処理するための下水道。燕地区が終末処理場を持つ単独公共下水道、吉田・分水地区が流域下水道に接続する流域関連公共下水道として供用している。

※3：特定環境保全公共下水道。自然公園区域内の水質保全又は農山漁村の生活環境の改善を図るための下水道で、処理人口が 10,000 人以下の小規模下水道。燕市では長辰地区で供用している。

エ 下水道受益者負担金は、納付について理解を得られるよう、工事説明会等で制度の周知を徹底し現年度分の未納額を増やさないことに努めている。また、収納一元化により、税と一緒に受益者負担金を徴収してもらうなど収納課の協力を仰ぎながら収納率の向上に努めているとしている。なお、平成 27 年度～平成 29 年度の下水道受益者負担金・年度別収納状況は次のとおりである。

(単位：円、%)

下水道受益者負担金		調定額	収納済額	収納率	収納未済額	
公 共 下 水 道	現年度分	29 年度※1	69,263,300	66,204,000	95.6	3,059,300
		28 年度	69,632,800	68,728,700	98.7	904,100
		27 年度	97,353,300	96,126,000	98.7	1,227,300
	滞 納 繰越分	29 年度※1	7,909,000	546,500	6.9	7,362,500
		28 年度	9,619,700	1,679,800	17.5	7,939,900
		27 年度	11,611,500	2,608,700	22.5	8,992,800
	合 計	29 年度※1	77,172,300	66,750,500	86.5	10,421,800
		28 年度	79,252,500	70,408,500	88.8	8,844,000
		27 年度	108,964,800	98,734,700	90.6	10,230,100
特 環	現年度分	29 年度※1	210,000	195,000	92.9	15,000
		28 年度	60,000	60,000	100.0	0
		27 年度	622,500	622,500	100.0	0
	滞 納 繰越分	29 年度※1	0	0	—	0
		28 年度	0	0	—	0
		27 年度	0	0	—	0
	合 計	29 年度※1	210,000	195,000	92.9	15,000
		28 年度	60,000	60,000	100.0	0
		27 年度	622,500	622,500	100.0	0

※1：29 年度は、平成 29 年 12 月末現在

オ 平成 32 年度の地方公営企業法適用に向け、今年度基本計画を策定した。法適用の範囲については「財務適用」とし、3 か年の業務委託を締結し資産調査や移行業務の調査に着手している。

(2)意見

下水道事業は、住民生活に不可欠な公共サービスであり、サービス提供能力を将来にわたって確実なものにする必要がある。未接続世帯に対しては、引き続き戸別訪問などを実施し、事業に対する理解が得られるよう普及活動を促進し接続率の向上を図り、より一層の収入確保に努められたい。また、下水道使用料や下水道受益者負担金の未納対策については、それぞれ水道局および収納課と連携の上行っているが、債権の所管課として、滞納者に直接面談し納付を促すなど、より積極的に取り組まれたい。

公営企業会計への移行については、取得価格、耐用年数等のデータを網羅的に記録した固定資産台帳を整備することとなっており、重要物品の管理・活用に当たっても、その取得だけでなく、資産としての価値を踏まえて、その必要性を判断することが求められている。このため、重要物品等の確実な現物確認や必要な処分等を行い、適正な資産の管理・活用に向けて、確実に取り組まれるよう要望するものである。